慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	新出聖徳太子伝二種:承前
Sub Title	
Author	牧野, 和夫(Makino, Kazuo)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1989
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.24 (1989.) ,p.421- 449
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000024-0421

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新出聖徳太子伝二種——承前—

伝記・注釈書の出現を示す有力な資料である。本であるが、中世の聖徳太子信仰の隆盛に伴う厖大な量の太子する聖徳太子伝記二種は、後半のみ存する零本並びに有欠の端ここに本論集二十輯(昭和五十九・三刊)にひき続き、紹介

両書の書誌的事項を記すならば、

、久遠寺身延文庫蔵

[太子伝] 附上宮皇太子菩薩伝 [室町]写

大一冊

説『、平且亦云午時』仍両説也但/□時正義歟…』と始まる。無欠と覚しく本文初行は唐突に「□□□宣時也又云清且」トモ也或欠と覚しく本文初行は唐突に「□□□□宣時也又云清且」トモ也或「内」と表示と。右下隅に「日運」と墨署名あり。前者紙後補表紙(二七・八×十九・八糎)、中央鉛筆にて「雑一

天台沙門釈思宅撰/唐是末州相色。県姓、范大池村ノ人三生之間(二七・八×一六・一糎)両面書、本文料紙の天地並びに左端辺無界、字面高さ約二六・〇糎、八行々二十五字内外、楮紙辺無界、字面高さ約二六・〇糎、八行々二十五字内外、楮紙辺無界、字面高さ約二六・〇糎、八行々二十五字内外、楮紙辺無界、字面高さ約二六・〇糎、八行々二十五字内外、楮紙辺無界、字面高さ約二六・〇糎、八行々二十五字内外、楮紙

牧

野和

十二丁裏まで室町末近世初頃の後筆墨書。庫」印あり、十二丁表より「本国詠歌始日本記云」と小題してる。次丁から補紙後筆墨書あり、十一丁裏にも前出の「身延文碑文現在之」昔陳朝。有/…」と始まり、十丁裏八行目を以て了

[太子伝]の内容は、その末に、

「太子伝記秘抄授弟子語云 南無三国伝燈

大導師上宮太子承授

灌頂仏子某敬持三返

別在之」 種々供物ホ可在之15名 面授口決能々守機伝之1 血脈ホ

『上宮太子御遺言記』大一冊は、追記に「初重」から「五重」集二十輯に紹介した久遠寺身延文庫蔵『聖徳法王三国伝燈灌頂伝』〔室町〕写大一冊の後欠の部分に該当しらる内容である(書展・原装訂など両書には相近いものがある。ツレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。ツレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。ツレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。ツレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。ツレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。ツレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。ツレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。マレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。マレかどらかは、後風・原装訂など両書には相近いものがある。マレかどらかは、後風・原装訂など、大田の後欠の部分に該当したのがある。マレかどのかは、海には、大田の後欠の部分に該当したのがある。本とある如く、「太子灌頂伝」と関わる貴重な一書であり、本とある如く、「太子灌頂伝」と関わる貴重な一書であり、本とあるが、「大田の後欠の部分に該当した。

生での伝授を伝え、称名寺釼阿(?)の名も見える。律僧忍空を 伝えており、「太子灌頂伝」に絡む「秀範」の口伝も見える(室 軸によれば、「惣持――覚禅」等を経た血脈相承の特異な内容を 子伝『正法輪蔵』の構造」もある。家蔵『法隆寺舎利相伝』一 容が鎌倉期に溯りうることを証するものである。既に金沢文庫 (一三四三)」 伝受の記は、こうした「灌頂」の「しくみ」と内 の手によってなされているが、近く阿部泰郎氏に「中世聖徳太 蔵『上宮菩薩秘伝』や同文庫蔵古文書類からの検討が林幹弥氏 う)。「灌頂」という寺院における「システム」の刻 印された いに尊重されるべきであり、本奥書に認められる「康永二年 「手継証文ヲ糺」ことなかった点は、考慮せねばならないであろ 房」の太子伝が「今伝ノ灌頂トノ本枕ヲタカクトリテ人ニ相伝」、 される(但し、いわゆる文保本と係わること深い「土庫」能登 事」「大秘事」などにも同様の相承型態に基く血脈授受が 予 想 定)。 おそらくは、 光久寺並びに聞名寺蔵『正 法 輪 蔵』の 秘 を憾みとする。早稲田大学図書館蔵教林文庫本と共に 紹 徳三年における法隆寺での伝授の旨存し、中世に遡りえない点 に及ぶ「五重相承」の内容が記されて詳細である。しかし、正 「灌頂伝」の「現われ」のひとつとして、当該〔太子伝〕は大 介予

『御遺告』と宝珠――注釈・秘事・口伝――、これらが今後の『御遺告』と宝珠――注釈・秘事・口伝――、これらが今後のがりに驚かされるのである(『法隆寺舎利相承』 は別に影印紹がりに驚かされるのである(『法隆寺舎利相承』 は別に影印紹がりに驚かされるのである(『法隆寺舎利相承』 は別に影印紹がりに驚かされるのである(『法隆寺舎利相承』 は別に影印紹派子伝)』 に伺われるように、秘事・口伝相承という「可いな」、「本子伝」」 に伺われるように、秘事・口伝相承という「可いな」、「本子伝」」 に伺われるように、秘事・口伝相承という「可いな」、「本子伝」」 に伺われるように、秘事・口伝相承という「可いな」、「本子伝」、「本子伝の「連頂秘伝」の 「舎利」、室生山をめぐるのが、『上宮皇太子菩薩伝』については、飯田瑞穂氏の諸論考に譲る。 御参照願いたい。

一、慶応義塾図書館蔵

字面高さ約二三・八糎、毎半葉八行々二十二字内外字数不等、子深□御出家/御志有御門崇/峻天皇ニ此由ヲ…」。無辺無界、並びに本文初行「上宮救世大聖御伝下/十九才 十一月七日太並のに本文初行「上宮救世大聖御伝を巻下 〔室町後期〕写 大一冊上宮救世大聖御伝を巻下 〔室町後期〕写 大一冊

の墨書である。終丁裏左下に「月明荘」の小朱印がある。「舎利礼/一心頂礼……以下五行にわたる式文あり。本文同筆漢字交り片仮名。本文は二十四丁表を以て了り、丁 を 改 め て

略この上ないものであるが、廿七歳芹摘后や黒駒のこと、三十 判断し、上巻は誕生以前から十八才までをほど同様にして録す ことを期待するものである。 伝」流布の一型態としての「抜書」が、今後、更に報告される 町期の抜書としては彰考館蔵

『太子伝抜書』を知るが、「太子 を要する)のみを筆録した、一種の「抜書」である。他に、室 衡山に渡ること、四十歳の乞食との歌問答のことなどは、詳細 五歳の達磨の化身の蛙の唄師代替のこと、三十六歳の小野妹子 るものか。太子毎歳に豊かな記事を設ける太子伝記に比して簡 が十九才から四十九才並びに滅後を二十四丁に収めることから も梗概風の省筆ぶりは甚しく、誠に片々たるものである。下着 廿五歳の内容のみを記す如く、太子伝からの抜書であり、しか し、三丁麦に「廿三歳 廿四歳 廿五歳」として各々廿二歳 を記して憚るところがない。珍しい内容や興味深い内容のもの (その判断の基準は明確にし難い。秘事などとの関係にも注意 『大聖御伝』の内容は、二丁表に「廿歳廿一歳 廿二歳」と

>

寺身延文庫・慶応義塾図書館各位に対し厚く御礼申し上げます。本稿の成るに際して、閲覧・翻字を御快諾下さいました久遠

凡例

一、ここに翻字するものは、次の二本である。

『〔太子伝〕附上宮皇太子菩薩伝』

[室町] 写 大一冊 久遠寺身延文庫蔵

『上宮救世大聖御伝』存巻下

〔室町〕写 大一冊 慶応義塾図書館蔵

、翻字に当り、次のような方針に従った。

字体をも併用する。清濁声点は除くこともある。
1、漢字はなるべく正字体を使用するが、適宜、別字体、略

2、虫損等による判読不明箇所は、口で示す。

又、改行は、本文の行どりに従うが、制約上、本文一行は3、各丁の終りは」一・ォ・」一・ゥの如くに示す。

翻字文二行にわたる場合が多い。

4、『〔太子伝〕』には、貼紙補写の部分あり、*1・*2と

□時正義歟 合掌向東-云、東方、方_始也是表法 興

始

□□゚也法花゚時可開初住无生゚悟゚故迹門゚東 方 光 照〔シネウ

思之一又表

事為令衆生□心取初ナハ事」ヲ也是則太子受生於和国ニ」施化於濁世」

引引者 2世 欠功了类。 為今日

□□者心は、次勧行業、為令証井涅槃ノ義、故也

一義云太子生

和国 - 事西方本師 / 名号 > 東土日本 / 衆生 勧唱 ^ シメァ 令

往生極楽二

給、為本懷,故。向東方,弥陀,名号,弘給也太子御一代,

大綱、念仏口シ

為素懷,也故唱一称南無仏,再拝》至ヘルへ弥陀,名号也*1

此事後鳥羽院、御字」ニ・オ

法然上人。開成皇子 草創摂州勝尾寺参詣。帰京 之 後*2 同院被書写供養一切経」被送彼寺」〈是/供養導師 安居

院聖

覚法印也供養言云》。聖徳太子唱南无仏, 篋雖不 顕 其

名-ョ

心弥陀 名号也云《先賢詞定有其致,歟尤。為支証,ト云々*5 一義云仏法興隆 冣初故先帰三宝 惣躰 顕玉歟仏 者三6

世十方 本仏迹仏

等通号云《 若重《南無三宝 可唱給 | 何限南無仏 | 耶*7

仍仏昔 帰三宝 惣躰 具足スハ也其故 仏トエヘ能証 之覚**

躰法▸ੜ≦所□

□□僧云利他 応用也依之帰仏 覚躰 内証外用 功徳悉

具足也」一・ゥ

□□無仏 云ヘル帰三宝也其例証多之

南無仏者尺迦 名号也尺 尊 一代 教法 和国 為弘通

聖

之故一代教主名

号 先唱給也仏舎利 御字開玉へ北右所以歟松子伝其証

-[]

ヘリ余伝 意 称南 一義尺迦弥陀 名号也今平氏伝 称南無仏 上再拝工上云

無仏々々々再拝スト書案 其意」ッ太子仏法 興隆 冣初 "

先一代教主,名号,唱

給歟云《尺迦如慈 帰命次 本師弥陁 名号 唱 帰命 再拝スト云(各一礼 成

父」。弥陀如悲母」。如此義者尺迦 云証弥陀 云証共無

相違也

一義云薬師 名号也元興寺本紀舎利伝云拳 手 於舎利

即唱薬師 宝号 文」ニ・オ

伝教大師造作礼拝文云南無ヒルサナ亦名尺迦牟尼像法

転時救衆生故

薬師玉玉光仏文凡此等義、衆生随類各得解、道理ナレハ大 王善巧何名

相叶聖意 不可有相違 敷 再拝礼。スルニハ三宝」ヲ致

三礼三身功德恭

義也貴人, 敬みル義也神明。拝みルニハ致再拝、本地垂迹、躰、恭敬スル

敬『、用一礼』当時、威徳、敬故、云事常途義也今再拝、心

如何

一義外儀 順神国 風儀 | 内 | 5 帰三宝 惣表歟 | 一義 云

唱尺迦弥陀

□□□用一礼,歟但帰仏 用一礼,事一礼 帰三宝 意 摂〔8〕

歟

□□寺『〈南無仏 三度唱 礼拝云々』ニ・ゥ

□利事或説云御手 '中ョッ出一粒仏舎利」障子伝云右 '御

手出仏舎利

□□開右拳,合掌 | 称南無仏,出仏舎利,或説 云 其 | 御手

ョリ出三粒舎利

開, 出区

> 舎利一粒 -相伝義也 右ニキリノ手・云事俗言可思之し

百済寺縁

起云太子曰我 悲母 胎内 [7拳 尺尊 舎利] 生我国]以

降自建四十六箇之

伽藍,崇仏経,度僧尼,雪文或説云此仏舎利,昔,勝万夫人

タリシ時御父

波斯匿王ョョ譲得給ヘル御舎利也天竺ニュ卅余歳恭敬供養

之後任"願力"

百済国 来生 時 此御舎利 御身不離,下、今日本マテモ。

云々 此御舎利、尺尊」三・オ

右 眼精 御舎利也左眼精 御舎利 留天竺 右眼 精ノ御

舎利留日本

故"天竺"、名月氏,和国"、名日域,日月,二徳,天竺和

国 ツカサトル事甚

子細。在之取秘。相伝甚深、、是眼精御舎利高

姓ハラ門三石 御舎

利 天二五人二五竜一五分 時舛 尻 三粒 付 我分下セン今南

舎利是也法隆寺奉安置之,搡扶桑記六局伝日次伝 説也

可能ニハ

天王寺在之或説云天王寺。御舎利、元十三粒御坚ケルカ十

一 合 成一,仍三粒在之,也

□説『〈天王寺御建立之時金剛 参 開右手』奉 御 舎 利〔感〕

。 檢, 今天王寺御舎利, 是也

□也後此態永止文七歳二月 ッッ焼香献花正経論 ,御 披 見

アリテ先天下」三・ゥ

□月六斉日 敦生禁断事 御奏聞 依之,勅許是我朝 衆

生捨悪持善

源也故 合掌 御クせハ仏法弘通 御祈念 也 七歳ョッ正 ***

仏法利生 給故此態永止よる也

法興元世事 欽明十三年 仏像等 不崇敬之 剰難波 堀

江 抛捨故非法

興,數仍四月能言能語。云、法興,相負也 但,延曆寺,僧

禅岑。記云

欽明天皇以前第廿七代継躰天皇即位十六年壬宣春正月(寅)

漢人安部村

。依。拝ス

拳 世而皆云大唐神, "雖然, 遂 広不流布, 矣如 此, 記 者"。"

継躰天皇類

宇法興元世 聞タッ。或説云如来滅後一百余年 中 天 竺

广竭陁国」四・オ

俱蘓摩城有育王,収仏舎利,役使 鬼神,『起八万四千宝「立阵国」『

塔-遍満閻

浮提内,故和漢普。有"此宝塔,而震旦"〈奏始皇 焼 詩 書

百家之典籍

埋儒士四百六十人,之時彼 育王 塔当此時,隠没ストムヘ

ッ同帝 時外

国 沙門釈利防等 十八人 賢者将来仏経 | "献 始 皇 | 々

々不信受之.剰

彼 利防等 禁獄スパ夜有 金剛丈六 人,来破、獄出之,

始皇驚怖、稽首

礼謝、雖尓」遂以不及興行」文此等。意設雖不及,興行」是

|旧記。尓ーサ何ンサ教機||不相応||時||王臣共||不信|

受﹐無流布﹐之上、今

□興 道理 | 王臣共信受 世人同 修行スス是 法興 元世ト

〈云也故 漢朝「、明帝」四・ウ

|敏達此御代 | 法興元世上、可云 | 也一和漢両朝 | 仏法

弘通偏依合利 威験口

昔周成。王。時三月三日 周公旦桃花 賞翫 曲水 宴 被*12 / _ /

始行 事云《

周文王―武王―成王 或説云漢朝。閔。山-云山 頂スコ シクホキ所ヨリ水流□タリ [出]

此水岩カトニサヘラレテ形成 巴。字、〇)次才流下

增所也依之, 君臣

於彼所一桃花并 鸚鵡 坏 水 ウカメテ 作、詩増、興酒

宴名,桃花仙薬用故桃花宴上去云云多り

或説云周文王, 御子周公旦, 賢才無双, 人, 也, 巴, 川, 没山

上云所ョッ水流 出テ、

三通、クタル水、形如巴、字此曲水、邊言ッ公旦被、始、宴

故云曲水宴」云ペ」五・オ

或説云巴。州上云国 山ァッ巴山上云山 峡 水流タッ三 メク

リメクタル巴ト云

三日上、己日当 文字似《『周成王伯父周公旦世政納給故三月

洛陽、宮居、巴。峡。水、ウツシ テ山、水。ツクリ岸、桃、ウ洛陽、宮居、巴。峡。水、ウツシテ山、水。ツクリ岸、桃、ウ

へテ盃、鸚鵡ト云

鳥形作此水ウカメテ詩ツクリテ坏流下ルニ我 前トホル時詩作出シタル

者坏取酒飲不作得者空不得取坏云《楽天詩云

水成巴 字 初

。、 三日。源起 周年 ョッ後幾 霜 或礙石」遅来いい一番から待率いっ流、温過い、手先遮

此詩意坏流下有

流 ハヤキニ引カレテ早 スクル時詩未"作-出,人、手先来カシー心ヒソカニ待也坏」五・ウ様石 サワリテハ遅 来 故詩 作マウケタル人、早我前、

或説云秦 昭王以三月 上 巳‐ッ置 酒 於河曲‐゠有 金サヘキル也

日,詩云春来で、遍。是、桃花水でい、桃花、水、者晋、世人飲之,寒後世皆用三月三

三日行遊山河,桃花浮水,流下其色艷 々上河流 皆 紅武陵上兵人三月

寄麗」ト従河、岸」尋行桃花多、開タル是アリ是 仙家 也遂し色ナリ武陵見、之」謂ヘリ

臨宮艦,杖ニッ斧,ヲ

立止 二仙 囲碁 ウツヲミル其間食時斗 思ヘリッ鍼欲出

里一斧即

朽 仙人垂レッラ哀,教 出之,親子共 無遇七世孫¤ҳ仙源

> 桃花宴曲水宴事 本朝二人皇第廿二代雄 略天 皇元

年三月上巳□」六・オ

幸後薗,而為曲水之宴,群臣称万歲,矣 同廿四代顕宗天

皇 御宇

被行之,其後敏達天皇御宇被行之,云《和漢中絶多之] 六十代 帝延喜聖代 被行之 時菅丞相被書序 其御詩詞

云

春之暮月々之三朝天酔于花桃李盛也我君一日之澤万機

之余

曲水雖回,遺書雖絶,書巴字而知地勢思魏文以翫風流盖

志之所

謹上小序文 凡桃花宴,延,年龄,払,不祥,公私,祈也

云々

吾児何。謂《事》児上云〈太子》御事也太子幼稚、ペュ マネダョサットッ 時御

名)阿児ナッ是、ハニ・ニュー・ニュー・コートラー・コート

阿児トヨム人モ在之一 阿児 ヨム人 在之一 阿児名義 甚深云々」ホ・ゥ

桃花一旦之栄物。是色アル者皆生死流転因縁ナル故未

ナル故仏界常住ナルラ

賞給義也桃花、延齢、功能有ッチ云へトモ有為、法也皆

終無常帰

覚躰所表ナルヘシ楽天云十八公栄霜後露一千年色雪中事仏界常住ノ仙家 生死 内也不可遁死 松葉 ミトリノ色カワラサル終 無常 帰□

昔丁周・云者夢 腹 上 松生タリトミル自 ラ 合セテ云タギ

松上云文字、十八公・カケリ

我今十八年アリテ三公位、イタルヘキ夢也よる全な者松よ云文字、十八公よカケリ

如案,経十八年,登三公,位,

松名大夫 事奏始皇狩泰山之時ニワカニ村雨アリ松下 "

入雨難去□」七寸

感其徳,被授,五品位,被号五大夫,上了 或説: 、松五

本下也仍号五

大夫,一実二、各大夫, 位也 五品一、五位也

万歲楽太子卅一歲華自吳国来味摩師上英楽人日域伝妓楽

之舞吾朝之楽始也

化變由奏 化變由奏 正月自近江守献人魚瑞物太子無常遷

或伝云妃者二月廿一日酉歲入滅鄉年同廿二日成夜半太子 天皇同年夏五月書写大般若経

入滅或説云己歳

冬十二月廿二日太子御入滅云《 日継伝記歳太子后一度

二月一夜半

御入滅 実也於孫我大臣者御入滅七年成歲六月朔日卒

或丙戌五月死」セ・ゥ

太子伝記秘抄授第子語云 南無三国伝灯大導師上宮

太子承授

灌頂仏子某敬持三返

種々供物等可在之,云々 面授口決能々守機伝之。血 脉

等別在之

本云康永二年美三月廿四日 伝受沙門雄慶島

身延文庫(蓮牌型墨印)」

上宮皇太子菩薩伝 天台沙門釋思宅撰

唐是末州相邑。県姓,范大池村,人三生之間碑文現在之,

昔陳朝 有」ハ・ォ

南岳恵思禅師者亦説大隋。思禅師,思盖一人也謂陳隋二

十万衆. "

□也其南岳即陳之土境也隋 高祖令第二子漢王,ヲ領 四

平陳,入隋,"即説隋南岳山思禅師,"其南岳 霊 応 甚

千巌。盤。欝タッ楨松仙柱亘嶺、ッ侵霊、ッ其嶺崇逈人 莫 窺

尋っっト

□通 傳 府十仙窟 宅 儒。 生輻 湊 玄 侶如雲,集 常宝) 、タメム

有五千僧

-修道

禅,振錫,納-衣,携口

[一]並頭陁苦行坐禅誦経或口宣三蔵心[多]。

味べっ

刀口

抛鉢,或 冬夏 祖 膞゚゚ッ跣 足 経行 或 隠居 巌穴, ゚゚喰

松,噉栢,ョ或常

坚不臥,宴黙 夷真ナリ各檀 已 能 俱 求会コトヲ理, ニ其

山間有二十里松径」ハ・ゥ

有一 異人,守護此山,若悪人入山,懐 劫奪,ゼ4者 至レヘ

松 徑 異人即出 投手

牽入松林谿中,"口言,汝過去無量劫,中,作悪業,今旦

坐禅入滅尽定以

□手,ッ投石,塍,脚,上,゚更不起,仮令几二十余人,拳彼 一手,之石不能得動

次形貞与九,無別亦栖泊処,若有悪人,即現,无,悪人,不[以タ]

現,時共目,為大

梓渴,其山中 有千年梨樹,若発花,結果,即有 聖人応

生,於一時梨

樹生花 結果 其思禅師来彼山修道,即自 竪一石 記之

余一生来此

迄、香年、墜、齢捨寿、遷形、後其樹又発花、ヶ結実、又竪一

石」記自云余

第三生於此間 修道在後 即云余今徃 東方 无仏法処 "

化人度物」カ・オ

至今唐朝,時人皆云徃南岳,"観思禅師三生石,"其樹唐,

開元年中

発花,結菓,至天宝八年,"有住檜和上,久在彼山,修道,

其年造大

講堂忽催造早即都,人會山中,僧等設大斉,於慶堂,其住

桧

和上至堂,礼仏,早合掌 東西着 衆 僧,ョ早即帰房,斉 了用楊枝一

□廻頭,向崑崙,"近云 我婆 﨟去 哭崑崙,"嗳死 作婆[霓タ]

腐-即報

告堂中諸僧。"用楊枝,早便住堂中,"諸挙悲哀、従此,衆

住桧和上応13-千梨,"也思大和上,即在,霊山,聴,法花

聞聴法花,有思禅師,在南岳山,智者,在"荊州,玉泉寺,[同2] 、

一定光禅師」九・ゥ

在天台花的峯,然此三人各異ナッ於時,思禅師威綾最甚。

定光禅師□

耳零 天盖 智者 目 有重瞳 思禅師後生 八日本国橘豊

日、天皇宮

生 度人,出家,人皆不従,即云奴等不能捨離眷属,太子

云、汝出家ャハ

与汝高位大禄,不制姓房,自是已来出家ススー衆 甚 多 漸 ,

後制以三帰

五八戒等, 9是 知 并 方便善巧多方, 経云先以欲釣, (*)

牽後令人仏道, (云代)

次発使,徃南岳,"取 先世持誦 法花経,七巻 一部 一巻

成小書沈香函□

盛□至即作疏四巻→釈経→又作維摩経疏三巻勝鬘経疏

亦窮智鏡「文飾レッ鳥章」心瑿|玄律「研幾秘術「発揮|名[跡ウ]

教 曠千古」 一〇・オ

未開 照晋礼客 膽百王 ,而有袷,遂得宝偈西従,爰開

石室之閨

金牒東流逸"竜宮之海蔵"又講件疏"香風四 至 起 花雨

|纔|| 欹||流輝泛邎於是||法花経創|| 伝日本||菩薩兼入禅

定或時一日三日五日干時世人不識禅定,但言太子入っト

夢堂,制心以白

□進食、ッ先造大宮大寺、為弓削大連、起乱、於摂津国、゙

造四天寺

]人.出家.而弓削殞大袮克掌又造法隆寺及皇后宮.ヲ

又造口

又記 言 □□妙安寺及般若寺、ッ造僧寺三、ッ造尼寺五合、八所ナッ

]□歳 - "當有伝持戒律 | 大 興律儀 | 厳峻ナラン是

知素

太子竜楼,不御鵲駕長,飛乗劣仙,河面

仙一赴 而曻,ラン妙覚,矣

「身延文庫」 (蓮牌型墨印) 」ーー・ォ

一十一・ウ

本国詠歌始日本記云

第一 歌云 天津姫美度乃謨唄勢志今耶菩根神乃始奈流

覧

第二歌云 天津姫御嫁勢志今日耶荒振神始覧

第三歌云 鳥羽玉乃吾黒髪毛不 乱 結定世 夜 波 乃手

枕

尊乃

此歌者気長足珎司尊 安田玉由利姫夫妻安田玉由利姫

歌是也

余御貞目出無類御生於弟生馬武見尊御婦奉

第四歌云 素佐乃尾尊於出雲国御配所詠歌云

雲八重垣妻籠天八重作蘭乃八重垣云々

*5「心弥」、

* 7

「等通」、

*8 「仍

太子初科照耶片岡山歌読返秘伝云

尸那於伊伝片岡山仁照夜人我仁会瀬婆絶留日母

私記云出尸那聖雲山 片岡山佐曽良悲天等化乃夜照

日絶事無也云《 一達磨返歌詠返云 岩乃岡我耶度我身

絶波古曽加流教者乃御名婆和須連目 此又岩岡者常在

霊山乃心

伽耶 我身乃絶者古曽 加流大君御名忘目者伽耶天竺

っ伽耶城也彼所

世界衆生 方便契諾乃義加流大君者観音 三十三 身

各別利生名字

何事加輪須連無土宝~」ニニ・ゥ

* 1 この一行分は、後筆にて貼紙補写。

*2「法然」二字、貼紙補写。 *3「同院」、 * 4「覚」、

> *12「昔周」は貼紙墨書。 仏」、いずれも貼紙補写。 「持行」と墨書か。 *6「一義云」、 * 10 ・*11の二字分は貼紙あるのみ。 *9「源」二字分の貼紙、

慶応義塾図書館蔵 [室町後期] 写 『上宮救世大

聖御伝』 春巻下 大一冊

上宮救世大聖御伝下

十九才十一月七日太子深御出家ノ御志有御門崇

峻天皇ニ此由ヲ奏聞有ヘキヨン思召サレシ間百済 向カへ給シ先生ノ御衣鉢道具等ヲサ、ケ皇居倉橋

ヨリ

— 434 **—**

ノ宮へ御参内アリ御舎弟丸子親王ヲ以テ事ノ由 ヲ

御奏聞有キ天皇ユルシ給ハス藕我ノ大臣ヰサメ奉テ

申様御出家ノ事努ノ~□可有侍り先帝ノ御遺勅 ヲ承テ苟モ□太子ヲ守護シ奉 寸な陰な モヲコタ」ー・オ

翼。 トメヰサメ奉テ努く其儀アルヘカラスト念比ニ御遺

動有り耳ノ底ニ止テ末なゝ忘侍りトテヰサメ給シカレハ今

月十五日吉日良辰ナリヤカテ御元服有ヘシト定ラレシ

御

カハ

太子本意ナラス思召ケレトモ御勅定ナレハ十月十五日

元服アリ役ハ御舎兄丸子親王也左右ノ紙燭ノ役ハ

小野大臣馬子大臣也其盿親王御涙ヲナカサセ給ケレハ

太」一・ゥ

子ノ御衣ニカ、リケリ太子是ヲアヤシミテトヒ給フ答

テ

日ク先帝ハ御歳十六ニテ御元服有ヘシト定メ御キ今マ

テ

ヲソキ事ヲウラミ又ハ先帝御座アラハイカニ悦 ヒ思召

ント

アワレナリケレハカク御涙ニムセヒ侍リト曰へハ太子

モ涙ニカ

キクレ給テケレハ月卿雲客皆袂ヲシホ リ侍ケリ

廿歳 廿一歳 廿二歳

推古天皇御即位大和国小治田宮ニ皇居アリ時ニ

天皇太子ニ曰ク我ハ女躰ナレハ太子□ヨリ政道ヲ」ニ・ォ

助ヶ給へト念比ニ仰アリケレハ関白摂政ヲ兼給タホ

天下ヲソヲサメ給太子天皇ニ奏メ曰ク国主タルハ慈悲

深重ニメ民ヲアワレムヲ賢王聖。主ト名ク国安カラス

レメ国 臣ミタルム時ハ王ヲサメカタシ然ハ民ノ御ツキ物ヲト

ノ済物ヲユルシ給ハ、民安カルヘシト曰ヒケレハ三ケ

年ノ間

ヒ

国 々ノ済物ヲユルシ給フ然レハ万民千秋ノ哥ヲソウタ

フラ

ハンツルト亀トハタハフレテ幸イ心ニマカセタリト仍

ケル其哥ニ曰ク君ハ万歳マシマサン我等モ御カケニサ

テ王法」ニ・ゥ

サカンニメ国土豊饒也

廿三歳 廿四歳 廿五歳

頭鷁首ノ舩ニノリテソ来ケル太子御対面アリケルニ阿ヒッヒキッスカナヒ難シトテ阿佐太子ト申ヲ御使トメ渡シ侍リキ竜カナヒ難シトテ阿佐太子ト申ヲ御使トメ渡シ侍リキ竜太子先生ノ御檀那百済国王我ハ国王ナレハタヤスク

佐

三:*
 伝燈演説 大慈大悲 敬礼菩薩 此偈ヲ□テ太子ヲ」 伝燈演説 大慈大悲 敬礼菩薩 此偈ヲ□テ太子ヲ」 救世大悲 観音菩薩 妙教流通 東方日国 四十九歳 太子四言九句ノ偈ヲ唱テ讃歎シ奉レリ合掌敬礼

三度礼シ奉シニ太子ミケンヨリ光明ヲハナテ阿佐太子

思ヲ

ソナシ奉ケリ

公卿供奉セラル三輪山ノフモトニ川アリ三輪川ト名ク廿七歳 太子ノ襄祖ノ大和国三輪明神へ御参アリ大臣

橋ノ

上ヲ御幸ナラセ給ニ橋ノ下ニ賤キ女人芹ヲツミ面ヲア

ケス

細ヲ尋ネ。給フ其時女申ケル我ハ此山ノフモト

カ

シハ

テノ里ト云

袖ヲヒラクト云ヘトモ一人モ給ス事ナシ此ユヘニ此川所ニ貪賤ノムスメ也我父母ヲ養ハンカ為ニ里ニマワリ

ニ出テ

切ニ思召テ太子曰ク我レ思子細アレハ我ト汝ト契ヲム若菜ヲツンテ我父母ヲ養ト云ヘリ太子孝養ノ心ヲ

スヒ

カウヘヲ照シ給フ其 光宮中及ヒ 世界ヲ 照ス人寄異ノ

侍ラント仰ラレシニ彼-女左右ナク承諾シ奉ラス太子

重テ

日ク我与汝ト宿縁アリ仰ニシタカウヘシト日へハ猶承

奉える

其時太子ヲホシメシケル様ハ我国ハ神国ナレハ三十一

字ノ」四・オ

コトノハニハタケキ物ノフモヤワラクタメシナレハト

テ一首ノ

詠哥ヲソ下給

三輪川ノ清ナカレノス、シサニハヤクモヤトルソラ

ノ月カナ

トアリケレハ御返事ニ

三輪川ノ清キナカレニスム月ノカケト、モニソ西へ

入ラン

カ様ニ申ケレハ太子曰ク汝カ所へ御幸ナルヘシ我御座

ニハ六ミヤクノ

豹ノ皮ヲシキヤモチノ桜ラニ手白ノヰノ子ヲスヘシト

仰アリテ

明神へ御参アリケリ其後カシハ手ノ里へ御幸ナラセ給

四・ウ

ケルニ誠ニ賤シキ藤ノ衣ヲ着シワラヲムスンテヲヒト

セリ

太子此カタチヲ御覧ソ御装束ノカサネノ絹ヲトネリニ

モタセ侍リシヲタヒ給ケルサテ六ミヤクノ豹ノ皮トハ

六フアミ

タルタウラコモノ事也ヤモチノサクラトハアカ米ノツ

カサル飯

ナリテシロノヰノ子ト云ハヤツハノ根ノ白キセリナリ

太子三度

御手ヲノヘナテサセ給シカハタケニアマルヒスヰノ御

クシトナリヌ

ヤセヲトロへ給ヘル御カホハセ忽ニ紅桃三千ノ花ノヨ

ソヲヒト変シ

翠黛片月ノ妙ナルコヒヲソナへ給ヘリ仍テセリヲツミベイダイベンケッ・ダヘ

給シニ」五・オ

依テセリツミノ后トモ申又ハカシワテノ后トモ申奉ル#サササ

婦アリ古ハ都ニ住ケル者ナリシカ事ノ縁ニ引サレ此山 抑彼后ハタ、人ニ非ス彼カシワテノ里ニ貧賤狐獨ノ夫

里ニヲチフレテ侍リゲルアル時八月十五夜□クマナキ(ク)

_

柴ノイヲリヨリ立出テ見レハ曇ナキ秋ノ月セイノヘト

ケル時

千里ニ明ナリ 夫婦トモニナカメ心ヲスマシテ居タリ

,

円満タル明月二二破テーツハ我家チカキヲトハ山ニヲ

五・ウ

カ

)

ケル此者不思議ノ事ニ思テ次ノ朝タ彼ノ所ヲ見

チ

侍ケルニ歳三歳ハカリナル姫忽然トメ樫ノ葉ヲ敷テ

座ス此ヲキナヲ見テ手ヲアケテヰタカレントス其時

ヲキナイカナル変化ノ者ナリトモ是程ニナツカシケニ

空ヲ

比タル

セイ長シテ三年ト申ニハ十五六ノ女ノ形ナリ天情柔。事アワレニ思テ是ヲヰタイテ家ニカヘル年月程ナク

和ニメ孝養ノ心深シ父母是ヲ憑事不」浅門々戸々ニ

食ヲモトメ山野ニ菜ヲタシナンテ病ノ父母ヲハコクム

ト云々

太子臣下ニ曰ク我望忽ニ満足ス雖、然今一ノ望アリ」

六・オ

所謂ヨキ馬也諸国ニ。令。旨ヲ下テ求」之ヲヘシトテ尋イヘホル

ラレケレハ数一千疋引参タリ中ニモ甲斐ノ国司秦ノ

召ヲカル此馬ハ信濃国井ノ上ヘノ牧ノ馬也此牧ニ黒キ川勝カ進上シタル黒キ駒アリ太子是ヲ御覧メ比ヲポカカウ

馬

アリ東国アサマノタケヨリ竜馬クタリテ此雑馬ニトツ

ク仍テ母モ黒毛ナリ此駒程ナク生長シテ天ヲカケ

ル応用アリアサマノタケヨリスルカノフシノス□へ虚〔シ〕

カケリ昼夜ニ飛渡ル国民之ヲ国司ニ奏ス是ヲ聞テ」ボゥ

カマヘシカトモ取事不能国司思様ハ天下ニ生ヲ受ル物イカニシテカ之ヲ取テ君ニ奉ヘキト思テハカリ事ヲ

誰

宣命ヲ竜馬ニ含ム爰ニ駒国司ノ前ニヒサヲオリテサディ ヒレフス国司取、之三長三短ニシテ穆王八駿ノ駒モカク カ国王ノ命ヲ背ヤ然ニ今上儲君太子ノ令旨ヲ給テ ヤト覚タリ此トネリニ成ヌヘキ者我朝ニ難」シ有トテ

百済ョリ渡リシ調使ト云者ヲトネリニ付ラレタリ今一

人へ

川内国ミヤヰケノカチシ丸ヲ付ラル太子天皇ニ申給ク

し七・オ

此駒ハ三千年ニー度ケン王ノ御代ニ出現ス然ハ三月三 夜

御暇ヲ給日本国中ヲ拝見仕ラント存候トアリ シ カ

御門事 取付 \exists ク ュ ヘナク御ユルシアリ調使ヲ御共トメ水ツキニ ニメサレフチヲウテ虚空ニア 東

指シテト ヒ給駿河ノ国富士ノ峯ニ御馬ノ足サワリ シカ

ヲ

ヘシトテ御馬

カ

IJ

=

ハ此

峯ニ下リ給テセンチヤウノアリサマヲ御覧スルニ八方

タカク八葉開敷ノ形ヲアラハシ中心ニ清浄ノ宝池アリ

池

片原ニ休息有テ池ノ面ヲ御覧シケレハイケニ波ノ文ア

リ」七・ゥ

金色ノ光明ヲ放ツ良アテ阿ミタノ三尊化現メ曰 生ヲ度センカ為ニ浅間ノ権現ト顕テ此山ノフモ ŀ

獄ヲ

構へ受苦ノ衆生ヲ入シメ毎日三時ニ此地獄へ入テ罪業

ノ衆

生ヲ済度シ侍リ御覧セラルヘシトテ三尊ト太子ト此

入テ半時斗ハ見給ハス調使丸ハ奇異ノ思ヲ成ケル太子 水ノ上ニ浮ヒ出サセ給テ又御馬ニメサレ東ヲサンテア

キ田

城ニ打下ラセ給テ未来ノ衆生ノ為ニトテ高キミネニ大

地

ナル

盤石アリ此上ニ御馬ヲ打ヲロサセ給テ石ノ上ニタヽ セ

給竜馬」八・オ

Ł ツメアトフカクシテ五寸ハカリフミ入テト、メ給

IJ ツ ホ

フミトテ今ニ侍リカ様ニ 日本国中ヲ御巡礼アリ熊野三

御山 .ナントマテ御参アテ権現ニ御内讃アリ伊勢太神宮

ニモ御参アテ三日三夜ニハ大和国ノ宮ニソ還御ナラセ

給ケリ

廿八才 廿九才 ₩歳 此三ヶ年ノ間 ハ諸国 ノ軍

兵ヲメシテ新羅 高麗 任那等ノ国ヲ打シタカへ御調

物ヲ日本国 ヘソメサレ ケ ij

三十二歳 国中ノ人民男女老少一千人御教導アテ」ハ・ゥ

出家受戒セシメ給フ

シテ天皇ニ奏シ王法ノ規模トシ政道ヲ懃ヒ律令格 夏四月ハシメテ十七ヶ条 ノ憲法ヲ製

> 式此 3 ŋ 則チ起 IJ

三十四歳 甲斐 ノ黒駒ニメサレテ今度ハ廿日 ノ間 = 陸

地ヲウチマ ワラセ 給テ日本六十余州ニ国府寺ヲ建 立

三十五歳 神社仏寺ニ田ヲンヲ寄附セラル造像起塔等専此年成也 御門太子ヲ請メ勝鬘経ヲ御講讃アルヘキ」

九・オ

シ申 サ セ給シニ 実ニ御本意ニ思食シカハヤカテヲワ

タ

彐

ミヤヲ圧厳シテケツカイ清浄ノ道場トメ御講讃アリ

玉 ノ御冠赤衣ニ御袈裟ヲ着シ七宝ノ師子 う床

座給フ八十種好ノヨソヲヒヲ現シ給フ金輪聖王八玉ノ

スタレヲ - ヲ陣頭ニ. カ、ケ竭仰ノタナ心ヲ合給フ后妃釆女ハ花

宮中

タモ

ŀ

ヒ

ル

カヘス堂上堂下同時ニ涙ヲ、サ

宮外 ۲ サヲマシヘテ聴聞 ス梵唄 虚空 引 ケリ微妙

和雅 ノ音声也人々寄特ノ思ヲ成 セ リ勅使ヲ立ラレ」

九・ウ

テ声ノヲサマラン処ヲキ、テ参ヘシトテ尋ラレシニ宮

ヲ去ル

事東ニ十余町ヲヘタテ、山ノフモトニ少池アリ此池ノ

中

ョリ声ヲ出スアヤシンテ池ノ面ヲ見ニ六月ノ事ナルニ

ハスノ

ウキハニ少キ青色ノカエル此梵唄ヲソ引ケル此カエル

,

只者ニ非ス達摩大師也或ハ第三日ニ及テハ天ヨリ三尺

ノ蓮花南庭ニフリアツサ三尺ナリ橘樹寺ノ講堂ノ

前ニ太子身ツカラ石ノ壇ヲツキ之ヲウツミ給ヘリ猶ノ

コル

蓮葉ハ宝蔵ニ之ヲ納ラル又結願ノ日ハ宮ノ門前ノ」

十・オ

山ノイタ、キニ尺迦多宝ヲ初メテ千仏ノ鳥瑟顕現

シテ勝鬘経ヲ証明シ金色ノ光明虚空ヲ照シ風栴

檀ノ匂ヲ送ル何ソ霊山ノ古ヲ求"中天竺"浄刹

ョソヲヒヲ尋"界外土"哉

三十六歳 太子天皇ニ奏シ給我過去六生ノ間震旦

江州衡山ニ修行セシ時長時ニ読誦奉シ小字ノ法花経

其外十八種ノ道具等ヲ我国ヘムカヘ渡サント思召ヨシ

奏シ給ケリ御使ニハヰモコノ大臣ヲ定ラル先彼国へ至

ルー十・ゥ

道ノ程ハ蒼波ヲ西ニヘタテ、海路万里也サテ江州ノ津

ョリ衡山ノ間二千八百三十里也彼峯ニ五ノ高峯アリ

紫蓋般若解脱恵日花蓋是也其中ニ我住セシ処

ハ般若ノ峯円通院ノ内般若臺ト云草庵也松木ニテ

作シ間松室ト名其室ニハ我先生ノ南岳大師ノ御影

ヲカケタリ其カタワラニ又一ノ草庵アリ是ヲハカツラ

ノ木ニテ

作シ。依テ佳室ト名我彼所ニ化導一生ノ第子僧俗一万年シュー(タインタッ

五

| 11・オ 千人アリキ遷化シテ我朝ニ誕生スル事今年三十七年也

其間彼弟子等年々生々ニ逝去シテ今老僧三人ノコ

レリ此三人ノ老僧ハ我在生ノトキ懇ニ申ヲキ侍リ我東

海国ニ誕生メ彼国ニ仏法ヲ弘メ衆生ヲ利益スヘシ受

生以後卅七年ト云時此持経等ヲ取ニ遣ヘシ其マテ相

待我使者ニ渡侍ルヘシト約束セリ早々彼所へ行テ [更ニッ]

上件ノ物共ヲ持来スヘシト委細ニ仰フクメラレシカハ

下向ス彼三人ノ老僧ノ方へ法服三具ト、ノへ遣ハサル野大臣辞退ニ不及已ニ四月上旬ニ鎮西ハカタノ津ニ

漫々」一一・ウ

タル海上ニトモツナヲトヒテ望ヲ江州ノ津ニカケケン

/ タル

煙濤サヲサシテ思ヲ般若ノ峯ニ

七日

七夜ニ

江州ノ津ニ着岸ス則江州ノ国王ニ此由ヲ奏聞ヲヘ

シニ国王ノ使ニ相副テ衡山へ送ラル小野大臣ハ上下

数十キニテ彼山ノフモトニヰタリヌハルノヘノ山路松サ

シンノ〜トシテ枝ヲツラネ苔石セキノ〜トメ道ニ立般

若ノ

峯ソヒエ恵日ノ禅洞ヲホロ也円通院ニソ至リヌ事

、旨趣ヲノヘサルニ小沙弥出テ大臣ヲ見テ云我先師」

ーニ・オ

念禅法師ノ使来リト悦テ老比丘ニ告ク三人ノ僧ニ

和言通シ難キ間指ヲ以テヰサコニカキノヘテ太子ノ御

書并ニ法服等ヲ渡奉ル時ニ三人ノ老比丘是ヲ見

則地ニタウレテカナシミテ云クアワレナル哉我大師遷

化

ノ後ネンコロニツケケヰヤクシ御キワレ遷化ノ後ハ更

ニ東

海国ニ至テ彼国王ノ太子ト生テ衆生ヲ利益シ如

ノ遺教ヲ起スヘシセンケ以後卅七年ヲ経テ使ヲツカワ

スヘシ

送り遣スヘシ其マテ汝千寿命ヲタモチテ相待ヘシ其時我持経八巻一軸ノ法花経其外道具等是ヲ」ニ・ゥ

ト此遺言タカフ事ナク送ヘシト仰ラレシカハ今年已

#

七年ニ相当レリカナシキ哉ヤ蜉蝣ノ命キエスシテ今

二タヒ本師後生ノ恩札ヲ拝奉ル事ョトテ三人ノ老

共ニ涙ニムセヒケル寺中ニ入テ般若タヰニ至リ又旧*** 比丘音ヲ立テ悲泣ス小野大臣モ此コトハリヲ聞キ

跡ヲ拝見スルニ新儀ヲ見奉ルカ如シ毎事示給シ□

少モタカウ事ナシ彼御持経道具等ハ石室ニ納メラレ」

一三・オ

ケルヲ取出遣唐使小野ノ大臣ニ員数ノ如クワタシヌ

院中ノ僧侶ナコリヲ、シミ一千余人一面ニ立テ香ヲ

名残ヲ、シミ門前マテ立出テ賤別ヲカナシミテ紅タキ花ヲ散メ小野大臣ヲ拝シ奉ル殊ニ三人ノ老僧

涙ヲナカスナケヒテ云我等サカンノ歳ナラマシカハ君

間万里ノ波濤ヲヘタテ、ノソミヲ五カクノ旧室ニ止メ同帰舟ニウツリテ東土ニ渡ナン余命イクハクナラス然

タリ

悲哉ヤ哀ナルカナヤトナケキケルニ実ニアワレナル有

様也」ニミ・ウ

大臣已上寺門ヲ出テ江州ノ津ヘムカワレケル江州国王

,

玉ハクサシモ此国ニテ興法利生 房 ク大権聖者ニテ

十八人ヲト、ノヘテ小野大臣ト同舩シテ日本国ノ皇御キ又東土ノ利生大慈大悲ナツカシク侍ヘリトテ調使

着ス大臣持来スル処ノ物共三人ノ老比丘ノ御返事ヲ太子へ遣ハサレケリ同年八月上旬我朝ハカタノ津ニ

太子ニ捧ク御持経ノ法華経大聖如意輪像一鋪釈

迦一舗肉色ノ釈尊ノ仏舎利七粒センタンノ月ハタノ」

一四・オ

太子ヨク说ノ中ニーノ憂アノ比去花蚤、戈寺蚤ニド裟金玉ノ鬢尾犀角ノ白払子等悉ク是ヲ送進□キャキョク ピッピザイカク キ

我第子ノ僧ノ持経也イマタヒホヲトヰテ拝見シ給ハサ太子曰ク悦ノ中ニーノ憂アリ此法花経ハ我持経ニ非ス

ル

_

諸人ニツケテノ給ク此経ハ我第子睡眠比丘ト云シ僧

/

四ノ巻五百品ノ長o行ト偈頌トニ二所アリト仰ラレ テニテ此経ヲ読誦セシ程ニトヒ火ニ経ノ二字ヲ焼ケリ持経ナリ其故ハ彼僧常ニ睡眠ニヲカサレテ火ノホトリ

開」一四・ウ

深意ニヤヤカテ火ニ入給其後太子夢殿ニ入テ七日七右ノ近習不思議ノ思ヲナス彼比丘ノ御返事云何ナル御御覧スルニ少シモタカワス長行偈頌ニニ字焼失ス左

ニシテ音ヲタテス守護シ奉ルヘシトテ今法隆寺ノ夜ヲ経テ我真実ノ御持経ノ本ヲ取給フ此殿ノ近邉

七夜入定シサテ七日ヲ経テ内ヨリ出給沈檀ニホヒ川原ニ八角ノ円堂夢殿ニ入テ自戸ヒラヲトチ七日

一五・オ

荷グラクシク

光明天中ニカ、ヤケリ八巻一軸ノ御経忽然ト」

シテマシマス

志也去年面渇トケシ三人ノ老比丘等ノ行ヘヲホツカナ人ヲ返サレケル小野大臣又同江州へ渡ケリ是ハ 私 ノ三十七歳 去年江州ノ国王ヨリ遣サレシ朝使十八

7

思テ今一度向顔ヲトケント云志ニヨテ同朝使ト彼ニ渡

ル

面悦ノ今二人ハト問侍レハ答曰ク其事ニ侍リ去年」戻ヲ流シ愁歎シケリ干-時大臣問曰ク抑去年程ナク衡山ニ至テ。纔一人ニ遇ヒ侍リ比丘大臣ヲ見テ

一五・ウ

天童白蓋ヲオ、ヰ虚空ヲ飛テ来侍リ石室ニ入テとニ侍リシ小沙弥アヤマテ御持経ヲ取チカへ御弟子ノ一度面拝ヲトクル事生前ノ悦ナリ唯シ一ノ不覚アリニ度面拝ヲトクル事生前ノ悦ナリ唯シ一ノ不覚アリモリ後幾程ナク二人ノ僧逝去セリ我レ一人猶存セリ

彼御持経ヲ取テ還御ナラセ給キトツク時ニ大臣思ヲ童自霊ップ、よ虚空ッチッラ作!不当ニノブ

合ルニ七日夢殿ニメ入定シ給シ其時分ニ相当レリト」

一六・オ

共ニ感歎シケリ大臣已ニ日本へ皈ラレシニ一人ノ老比

丘

実ニナコリヲ、シミテ門前ニ立出テク、リケル大臣ノ

袖ヲヒカヘテ云ク我今寿限ツキナントス命シナハ東海

国ニムマレテ太子ノ御ヤツコトナルヘシト我名ハ念正

比丘

ナリトテ門前ノ石 上ニ登リ坐具ヲノへ香ヲタキ東ニ

向ヒ端座合掌シテネムルカ如クシテ早ӽ太子此由聞

召御ナミタニムセヒ給キ云々

三十八歳 カツラ野ノ御行此時也広隆寺」「ボ・ゥ

伽藍ヲ立ラル

三十九歳 百済ヨリ伶人三十六人ヲ召ワタサレ秦

ノ川勝舎弟時勝カ子孫ニ此舞ヲ習セラル・日

本国ノ舞楽此ヨリ始ル

四十歳、推古天皇大和国兎田野ニ出サセ給テ御

□ヨリ。国王ノ御狩是ヨリト、メラル」 | 1七・ォ

四十二歳百済ヨリ渡シ巧匠等ヲ召具シテ河内ノ

国礒長ノ里へ御行ナラセ給テ我御陵ヲツキコシラへ

サセ給中五年ニ終ニ巧ラヲへ給其陵ノアリ様ハ中ニハ〔ヲ〕

四方ニ大盤石ヲキリ立テ内ハ平地ナルヘシミサ、キマ

ワリヲ

ハ大路ニツクリテミサ、キヲ四方ノ山ニツ、クル事ナ

カレ葬

礼ノ時ノ大行道ノ為也又ハ太子ノ御苗孫ヲ彼代ニ

相続スヘカラサル表示也ト云ヘリ太子大和国イカ

ルカ

,

宮ニ還御ナラセ給ケル時カタヲカノ山路ニテカ牛ノ黒

洵一一七・ウ

シミ御覧スルニ道ノホト リニ。飢。躂。疲。瘦ノ乞人。平アラシヲフキ足ヲアカヒテ先ニス、ム事ナシ太子アヤ

oo 卧分

セリソノカタチヲ見ニ面容長大ニシテ眼ニ異光

ヲ

ノコ

セリ御使是ヲ以テ太子ニタテマツル太子是ヲ

アリ沙門ノカタチタリ 太子是ヲ御覧シテ兎

角ノ御問答ニ及ハス一首 ノ哥ヲ賜

ナテルヤ片岡 山 ノ飯ニウヘテフ セ ル タ ٢ 1 ヮ

ラヤナシ

仰ラレシカハ彼乞人御返事ニ云

サカルカヤトミノヲ川 ノタエハ コ ソ我ヲホ キミノミ

ナハワスレメ」「ハ・オ

此御返事申テ後此乞人ヤカテムナシクナリヌ太子

御涙 厶 セヒ御トネリヲ以メサレ タリ ケル赤衣ヲヌキ

テ

彼死人ノ上ニヲ、ウヘシトテカケラレ テ還御 ナリ給・

IJ

次 ノ日 御使ヲツ カワ -1]. v ケ ,v ゴ太子ノヌキ ` セ サ セ 給

シ御

赤衣 カリアリテ死 人ハナカリキ唯 シクツ ノカタン

> 御覧スル 太子衝山 ニ修行シ御シ時西方ヨリ化来メ禅師ヲ勧 ニ悲泣シテ歎徳シ侍キ此乞人トハ達摩房

一八・ウ

奉テ東土ノ衆生ヲ済度シ給ヘキ \exists シ御契約アリ

ノ日ハアシケノ馬ト変メサヰシ 達摩大師ハ太子誕生廿年以前 ニ日本ニ来給シ太子誕生 ヨ誕生ヲ悦ヒ勝鬘講讃

ノ時ハ又蝦蟆トナテ梵。唄。ノコヱヲアケテ称揚会場ヲ 助ヶ給然ニ太子御誕生二歳中春ヨリ法ノ名字ヲ

唱ヘテ此土ノ衆生ニ聞法結縁セシメ大小権実ノ教

法四十二歳ノ中ニ盛也雖然達摩大師己身中ノ法

只月ヲ指ユヒヲマホリテヰマタ拈花微咲ノロヒ 文教外別伝不立文字ノ器根未熟不能。此法。興」一 一九・オ

ラシラス上と智観ノ機根ニウヘテ飢羸疲疾

ル

カタチヲ示ス此時太子ノ御詠達摩 ノ返事 F Ŧ = 深

義ヲ述徃因ヲ答給ヘリロ伝秘決ニ云々

四十八歳河内国シナカ ノ御廟五ヶ年ニ造功ヲハ IJ

シカハ其時太子御廟啒洞ニ入テ西方ノ立石ニ偈ヲ

シルシ御ス其願文ニ云

大慈大悲本誓願 愍念衆生如一子」」カ・ゥ

是故方便従西方 誕生片州興正法

我身救世観世音 定恵契女大勢至

生育我身大悲母 西方教主跡陀尊

真如真実本一躰 一躰現三同一躰

片域化縁亦已尽 還皈西方我浄土

為度末世諸衆生 父母所生血肉身

遺留勝地此廟啒 三骨一廟三尊位

過去七仏法輪所 大乗相応功徳地」こ〇・ォ

一度参詣離悪趣 決定徃生極楽界

如此石ノカヘニカキシルサシメ給テ還御ナラセ給ニケ

リ御

事誰カ成、疑哉、又天下ニ不思議ノ瑞相現ス一ノ天所ミナ是ツヰテノ如ク観音勢至弥陁ノ三尊ト申悲母ハ間人穴穂部ノ皇女御后ハセリツミノ后我御身三

刀ノ如クアカキ色ナリ動揺天ヲヒ、カシ虚空ヲカ、ヤ変アテ東ヨリ西ヲサシテ虚空ヲ飛フ其形チ

カス

時ニ百済ヨリ渡ル天文博士道吟ト云モノ太子ニ申様

二〇・ウ

此変異 蚩由箕ト云天変也大国ニ昔シ聖。人ホロヒン(ン)キ キュキ

テ此瑞ヲ現ス太子今一両年ノ中ニハ此国ノ縁ツキ

此年太子三十人ノ伶人ヲ以テ太子ノ宮ニソ御賀

給テ御子孫ハ五六ケ年ノ程ニ皆ウセサセ給ヘシト云

ノ節会ヲ取リヲコナヒ給事三ケ月キセン上下御

ユルサレヲ蒙テ五キ七道宮ニ参太子ヲ拝シ奉レ

リ是モ生身ノ御形ヲ見ヘサセ給テ衆生ニ縁ヲ

結ハントノ御方便也」ニニ・オ

四十九歳此御年既ニ太子御入滅アリキ后妃

菜女ヲハシメ近習ノ大臣以下ナケキカナシミ給事

ナノメナラス然ニヤ、ヒサシクアテ又穫生シマシー~

テ

リニ悲泣シ給ツル御コエ耳ノ底ニ聞へテ臨終ノサハリ日ク我此世ヲ去事ステニカキリ也ト云へトモ后アマ

トナリヌレハ又穫生セリ今三ヶ年ヲ経テ五十二ニ

□テ入滅スヘシアイカマヘテ誰モ臨終ノミキリニヲン♡♪

アキノ者ヲチカツクル事ナカレ末世ノ衆生コトニ臨終

ノ」ニー・ウ

亡念忘習ヲト、メスハ徃生ノサワリナルヘシト云々

五十二歳二月廿二日ノ夜半太子セリツミノ后ト

アシカキノ宮ニシテ太子申サセ給様コヨヒハ后ト共ニ

入

滅スヘシ時分到来セリト仰ラレシカハ后申サセ給様

我取後ニトミノ井ノ水ヲメスヘシト申サセ給シニ太子

御哥

ケカレタル富ノ井ノ水ナニカセン八功徳池ニトクイ

タラハヤ

后御返事」ニニ・オ

シサラハ五濁ノ水ハノマストモイソキテ行ム弥陁

ノ御国へ

 \exists

サテ二月廿二日后ト同時ニ御入滅アリケレハ宮中ニ哀

動ノ声ヲアケ一天ニ悲泣ノ涙ヲナカシキ山河大地モ

カナシミノ声ヲナシ草木樹林モウレヘノ色ヲフク

ケリアシカキノ宮忽ニ双林ノ風ノ音ヲウツセリ

甲斐黒駒ヲハ調使丸之ヲヒキ御前ニ行黒駒御棺ヲサテ五里ノ山路陵マテ人クヒスヲツキ満チミテリ

カヘリミカナシミノ声ヲアケシキリニイハエケリ其時

黒駒」ニニ・ゥ

モ種々ノ神変ヲ現メタヒノ连ニシテヲワリヌ此馬

馬頭観音ナリト云々調使丸ハ出家シテ御廟ノ前ニ

七日念仏座禅メ二月廿九日ニツイニヲハリヌ

太子御入滅六年ニ大臣ノ子入鹿ノ大臣生得ト身ニ

ヰセイヲソナヘケリサウ人アテ云ク此仁只人ニ非ス国

1

位ヲウハウヘキ相アリト云ヘリ此語ヲ信シテ位ヲノソ

ケル太子ノ王子タチ国ニ御サハ王位ニソナハリ給ナハ

アシ

カリナン先彼王子達ヲウシナヰタテマツラント思テ」

三三・オ

入奉リテ焼コロサントシケリ一ノ御舎兄大兄皇子太子ノ皇子十七人御孫八。彼是廿五人ノ皇子ヲ宮ニ

ハカリ事ヲ以テ舊骨ヲ宮中ニチラシヲキテ廿五人

ノ皇子ヲ引クシテシノヒテ御出ナテ夜半ニヰコマ山ニ

ニケカクレサセ給ニケリヰルカノ大臣ハ宮ヲ焼キ後ニ

アトヲミレハ白骨ハヰノ中ニアリカクレテ山中ニ五ケ

日

マテ御テ又申サセ給ケルハ我等センソノ罪業ニ依テ

今此セメヲ蒙レリ是修因感果ノコトハリナレハナケク

一二二・ウ

マイリテ彼所ニテ父ノ菩提ヲモトフラヰ奉リヰカニモヘキニ非ス同ハ我等カ父ノ太子ノ御建立ノ法隆寺ニ

ヘシトテ廿五人相共ニ法隆寺へ入セ給ヌ五重ノ宝塔

ニノホリ各々香炉ヲ取テ焼香シ西方ニ向テ唱テ

曰ク願ハ我父ノ太子上宮王託生シ御ス西方極楽世界ニ

給ケリ香ノケフリ紫雲ト成リ忽ニ廿五ノ菩薩ト徃生セン三世ノ諸仏護念ヲ加テ来迎シ給ヘシト礼拝シ

(白紙) 」ニ西・ゥ

成テ西方ヲ指テ飛給フ」ニ四・オ

舎利礼

一心頂礼 万徳円満 釈迦如来 心身舎利

本地法身 法界塔婆 我等礼敬 以我現身

入我我入 仏加持故 我証菩提 為仏神力

利益衆生 発菩提心 修菩薩行 同入円寂

平等大智 今将頂礼」ニュ・オ

成